

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和4年9月14日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 樗木 等

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|---------------|------------------------------|
| (1) 委 託 業 務 名 | 白衣等洗濯等業務委託（単価契約） |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙契約書による |
| (3) 履 行 期 間 | 令和4年10月 1日から
令和5年 9月30日まで |
| (4) 履 行 場 所 | 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地 |

2. 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 寝具類洗濯業務について、財団法人医療関連サービス振興会による医療関連サービスマークの認定を受けている者であること。
- (2) 過去2年度（令和2年度および令和3年度）の間に300床以上の医療機関との間に種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有する者であること。
- (3) 佐賀県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (4) 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第2条第5項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (7) 国及び地方公共団体発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が次のいずれに該当する者及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - エ 自己、自社もしくは第3者の不正な利益を図る目的又は第3者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

3. 入札参加資格確認申請書等の提出場所等

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出場所及び問い合わせ先

佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係
電話：0952-28-1153

(2) 入札参加資格確認申請書等の交付方法

令和4年9月14日（水曜日）から令和4年9月21日（水曜日）までの間、好生館ホームページ（<http://www.koseikan.jp>）において掲載します。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札参加資格の確認

ア 本入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書に關係資料（営業概要書、契約実績調書、医療関連サービスマークの写し）を添付のうえ、令和4年9月21日（水曜日）午後4時までに（1）に持参または郵送によりご提出ください。なお、郵送の場合は、書留郵便にて必着とします。

提出した關係書類等について説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、必要に応じて追加資料の提出を求めるともあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

イ 提出期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者は、本入札に参加することはできません。

ウ 入札参加資格の確認結果は、提出された書類を審査のうえ、令和4年9月26日（月曜日）を目処に通知します。

(5) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を有すると認められた者が3（4）ウの通知の日時までに次のいずれかの場合に該当することとなったときには、入札参加資格を喪失します。

ア 差押、仮処分、競売、破産、会社整理手続開始、会社更正手続開始、特別清算開始または民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止の事実があり、入札参加資格者の業務執行が困難と認められるとき。

ウ その他本業務に着手し、または本業務を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

i) 日 時 令和4年9月28日（水曜日）午前11：30から

ii) 場 所 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地
佐賀県医療センター好生館 応接・会議室 A

iii) 入札者の直接持参による入札

4. その他

(1) 契約保証金

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第18条第1項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

入札者は見積もったそれぞれの品目の単価に予定数量を乗じた額の合計額を入札金額として入札書に記載してください。

(3) 入札単価内訳書

入札者は第1回入札時に入札書と併せて入札単価内訳書を提出するものとします。なお、入札単価内訳書の内容について入札者に説明を求める場合がございます。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 入札参加資格のない者、条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者がした入札

イ 法令又は入札に関する条件に違反している入札

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 入札者又はその代理の記名押印が無く、入札者が判明できない入札

キ 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合には、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に実施することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合。

(6) 契約者及び契約額の決定方法

ア 予定価格の範囲内で申し込みをした者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合には、申し込みをした価格が低い者から順に交渉順位を付する。

イ 交渉権者のうち最も価格の低い者を第一交渉権者とし、その者との交渉により契約額を決定する。

なお、交渉が不調となり契約締結の見込みがないと判断した場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行い、契約額及び契約者を決定する。

(7) その他

ア 前号により契約額の合意がなされた場合には、契約金額確認書及び入札単価内訳書を提出すること。

イ 契約書の作成を要する。

ウ 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他当館の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはいけない。